

T&M通信

～税務と経営～

2020年7月号

今月の経営チェックポイント✓

- 7月、8月決算法人の方は、賞与等決算の対策の準備をして下さい。
- 祇園祭 山鉦巡行と神輿渡御は新型コロナウイルスの感染拡大により中止です。例年は7月10日～28日まで中京区・下京区の四条通り周辺において交通規制がありましたが、本年は発表されていません。通行される予定がある場合は最新情報にご注意ください。
- 今月の祝日は、23日（木）が海の日、24日（金）がスポーツの日です。

納税期限スケジュール

- 源泉所得税（納期特例申請済の事業者の場合は1月～6月分）の納付は7月10日までです。
- 所得税予定納税の減額承認申請は7月15日までです。
- 所得税予定納税第1期分の納付は7月31日までです。
- 固定資産税及び都市計画税第2期分の納付は7月31日までです。
- 労働保険の年度更新（概算・確定）申告・納付は8月31日までです。
- ※例年は7月10日までですが、新型コロナウイルスの感染拡大により延長されています。
- 社会保険の報酬月額算定基礎届の提出は7月10日までです。



着眼点 「 続コロナ禍対策（固定資産税の軽減措置について） 」

税理士 田中 彰

2020年（令和2年）も半年が終了し、残り半年に突入しました。上半年はコロナ禍の影響によりいろいろなイベントが中止になったり滞ったりと散々な状態でした。本来はオリンピックイヤーとして良い年になると期待されただけに残念です。そして、このような状況は現在も続いています。私たちも、ここ暫くは多くのお客様方に対して、「コロナ緊急融資」の申込や「持続化給付金」の申請のお手伝いに時間を費やしました。

ちなみに「コロナ緊急融資」については現在のところ期限の明示はなく、日本政策金融公庫の緊急融資など今月（7月1日）からは融資枠がさらに拡大する予定です。「持続化給付金」については現在のところ令和3年1月15日（金）が申請期限となっています。

中小企業者等が所有する償却資産及び事業用家屋に係る固定資産税等の軽減措置について

中小企業者等が所有する償却資産及び事業の用に供する家屋に係る固定資産税及び都市計画税について、令和3年分に限り、新型コロナウイルス感染症の発生により、令和2年2月から同年10月までの任意の3月間の売上高（全ての事業の売上高の総額をいう）が、前年同期間の売上高と比べ下記の減少率になった場合には、次の通り軽減します。

売上高の減少割合	固定資産税及び都市計画税の軽減割合
30%以上 50%未満減少している者	2分の1
50%以上減少している者	全額

軽減措置は、令和3年1月31日までに特例の適用がある旨の申告がされた場合に限り適用され、軽減措置による固定資産税等（地方税）の減収額は、全額国費で補填されます。

① 対象となる中小事業者等

資本金や出資金の額が1億円以下の法人、資本や出資を有しない法人および個人は常時使用する従業員の数が1,000人以下のもの（原則的に業種限定しない）を言います。

② 対象資産

償却資産と事業用家屋が対象（土地は含まれていません）です。

③ 申請手続

令和3年1月31日までに、認定経営革新等支援機関等（当事務所も該当します）の認定を受けて各市町村に申告した者に適用されます。

なお、虚偽記載した場合には、罰則が適用されます。

該当する場合やご不明な場合には、当事務所にご相談ください。

●レジ袋の有料化について

2020年7月1日からプラスチック製買物袋の有料化がスタートします。プラスチック製買物袋を扱う小売業に属する事業者が対象となります。有料になるのは、購入した商品の持運び用の持ち手のついたプラスチック製の買物袋（レジ袋）です。

この制度の背景・概要は、海洋ごみ問題、地球温暖化などの解決に向けた対策といった生活環境の改善策で、消費者のライフスタイルの改革を促すことが目的のようです。

レジ袋の価格は各事業者が決めることとなりますが、レジ袋1枚の価格が1円未満では有料化に当たらないとされています。事業者の方のレジ袋の売上には10%の消費税が課税されます。食品等の軽減税率（8%）適用の場合であってもレジ袋代金は10%で計算しなければなりません。今までの経理処理が少し変わる場合がありますのでご注意ください。

（文責：田中 恵子）

●新型コロナウイルス感染症の影響に伴う休業で著しく報酬が下がった場合

今般の新型コロナウイルス感染症の影響により休業した方で、休業により報酬が著しく下がった方について、一定の条件に該当する場合は、健康保険・厚生年金保険料の標準報酬月額を、通常の随時改定（4か月目に改定）によらず、特例により翌月から改定可能です。

対象となる方は下記3つ全てに該当する方です。

① 新型コロナウイルス感染症の影響による休業（時間単位を含む）があったことにより、令和2年4月から7月までの間に、報酬が著しく低下した月が生じた方

② 著しく報酬が低下した月に支払われた報酬の総額（1か月分）が、既に設定されている標準報酬月額に比べて2等級以上下がった方

※ 固定的賃金（基本給、日給等単価等）の変動がない場合も対象となります。

③ 本特例措置による改定内容に本人が書面により同意している

※ 被保険者本人の十分な理解に基づく事前の同意が必要となります。

（文責：田中 ひとみ）